



愛媛県報

発行 愛媛県

令和7年12月5日金曜日 第668号

◇ 目 次 ◇ 告 示

- 大規模小売店舗の新設の届出の概要等……………（経営支援課）… 956
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生……………（水産課）… 956
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅……………（ 〃 ）… 957
- 指定障害福祉サービス事業者の指定……………（南予地方局地域福祉課）… 957
- 土地改良区の定款変更の認可……………（南予地方局農村整備課）… 957
- 医師の指定……………（福祉総合支援センター）… 957

告 示

○愛媛県告示第1034号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和7年12月5日

愛媛県知事 中村時広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
m a c 桜井店
今治市桜井四丁目甲393番1 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
四国ガス産業株式会社
今治市南大門町二丁目2番地の4
代表取締役 中川 隆史
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社大屋
西条市西田甲590番地2
代表取締役 伊藤 慎太郎
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和8年7月20日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,179平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の収容台数
50台
 - イ 駐輪場の収容台数
10台
 - ウ 荷さばき施設の面積
72.9平方メートル
 - エ 廃棄物等の保管施設の容量

10.11立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後12時
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から翌午前0時30分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

令和7年11月19日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先
愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1035号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めため、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和7年12月5日

愛媛県知事 中 村 時 広

(愛媛県東予地方局農林水産振興部今治支局水産課管内)

今治加入区

(愛媛県中予地方局農林水産振興部水産課管内)

中島加入区

○愛媛県告示第1036号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生（令和3年12月愛媛県告示第1390号）による保険

に付すべき義務は、令和7年12月4日限り消滅したもので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和7年12月5日

愛媛県知事 中 村 時 広

(愛媛県東予地方局農林水産振興部今治支局水産課管内)

今治加入区

(愛媛県中予地方局農林水産振興部水産課管内)

中島加入区

○愛媛県告示第1037号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和7年12月5日

愛媛県南予地方局長 大 崎 陳 洋

事業者番号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			指定障害福祉サービスの種類	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810700199	株式会社夢・たまご	愛媛県大洲市平野町野田乙961番地1	新 井 一 成	就労選択支援	夢たまご就労選択支援	愛媛県大洲市平野町野田乙961番地1	令和7年12月1日

○愛媛県告示第1038号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、五十崎土地改良区の定款の変更を認可した。

令和7年12月5日

愛媛県南予地方局長 大 崎 陳 洋

○愛媛県告示第1039号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

令和7年12月5日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断する身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	指 定 年 月 日
肝 臓 機 能 障 害	消化器内科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	行 本 敦	東温市志津川	令和7年12月1日